

平成十七年内閣府令第九十二号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第八条第一項第八号並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百八十二号)第三条第十七号及び第六条の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

(危険動物の範囲)

第一条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(以下「令」という。)第三条第十七号の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和五十年政令第二百七号)第三条に規定する動物とする。

(対策計画の届出等)

第二条 令第六条に規定する対策計画の届出は、対策計画一部を別記様式第一の届出書とともに提出して行うものとする。

(対策計画の写しの送付)

第三条 令第六条に規定する対策計画の写しの送付は、対策計画一部を別記様式第二の送付書とともに提出して行うものとする。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付)

第四条 令第六条に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付書とともに提出して行うものとする。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付)

第五条 令第六条に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付書とともに提出して行うものとする。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付)

第六条 令第六条に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付書とともに提出して行うものとする。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付)

第七条 令第六条に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付書とともに提出して行うものとする。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付)

第八条 令第六条に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付書とともに提出して行うものとする。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付)

第九条 令第六条に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付書とともに提出して行うものとする。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付)

第十条 令第六条に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付書とともに提出して行うものとする。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付)

第十一条 令第六条に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付書とともに提出して行うものとする。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付)

第十二条 令第六条に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付書とともに提出して行うものとする。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付)

第十三条 令第六条に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付書とともに提出して行うものとする。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付)

系統図を含む。)及び対策計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の送付に係る市町村の名称を明らかにした書面

(対策計画の特例)

第三条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第七条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(昭和六十二年運輸省令第二百五十一号)第三条第一項の実施基準

二 索道施設に関する技術上の基準を定める省令(昭和六十二年運輸省令第二百五十一号)第三条第一項の細則

三 軌道運転規則(昭和二十九年運輸省令第二十二号)第四条第一項の施設及び車両の整備並びに運転取扱に関する定められた細則

四 海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)第七条の二(同令第二十三条の四において準用する場合を含む。)及び第二十一条の十九の安全管理規程

五 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)第四十八条の二第一項の運行管理規程

六 航空運送法施行規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

七 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

八 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

九 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

十 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

十一 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

十二 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

十三 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

十四 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

十五 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

十六 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

十七 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

十八 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

十九 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

二十 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

二十一 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

二十二 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

二十三 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

二十四 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

二十五 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

二十六 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

二十七 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

二十八 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

二十九 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

三十 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

三十一 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

三十二 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

三十三 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

三十四 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

三十五 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

三十六 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

三十七 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

三十八 一般自動車運送事業運輸規則(昭和二年六月二十七日内閣府令第三号)第一項の運行管理規程

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業の達成の期間に影響を与えない場合における津波避難対策緊急事業計画の期間の算定

三 前二号に掲げるもののほか、津波避難対策別表に掲げる割合を当該事業に對する通常の国の交付金の額に、當該事業に對する通常の国の負担若しくは補助の割合又はこれに相當するもので除して得た数を乗じて算定するものとする。

四 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

五 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

六 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

七 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

八 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

九 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

十 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

十一 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

十二 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

十三 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

十四 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

十五 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

十六 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

十七 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

十八 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

十九 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

二十 (令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定)

置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年六月十七日)から施行する。

別記様式第1（第2条第1項関係）

別記様式第1(第2条第1項関係)	
日本海側・千島海溝側に面する地盤防災対策計画書	
年 月 日	
施設名	(法人にあつては、主たる 施設の名称の記載)
住所	(法人にあつては、その 所在地の記載)
直轄	(法人にあつては、その 直轄の記載)
日本海側・千島海溝側に面する地盤防災対策計画を実施したので、日本海側・千島海溝側に面する地盤防災対策計画の推進に関する特別措置法第6条の規定により記載する。	
施設の事業の内容	
施設の場所にあつて、 当該施設の位置の記載	
施設又は事業の概要	
連絡先	
備考	当該は、日本海側特別法による。

別記様式第2（第2条第2項関係）

別記様式第2(第2条第2項関係)	
日本海側・千島海溝側に面する地盤防災対策計画書	
年 月 日	
施設名	(法人にあつては、主たる 施設の名称の記載)
住所	(法人にあつては、その 所在地の記載)
直轄	(法人にあつては、その 直轄の記載)
日本海側・千島海溝側に面する地盤防災対策計画を実施したので、日本海側・千島海溝側に面する地盤防災対策計画の推進に関する特別措置法第6条の規定により記載する。	
施設の事業の内容	
施設の場所にあつて、 当該施設の位置の記載	
施設又は事業の概要	
連絡先	
備考	当該は、日本海側特別法による。

別記様式第3（第2条第3項関係）

別記様式第3(第2条第3項関係)	
日本海側・千島海溝側に面する地盤防災対策計画書	
年 月 日	
施設名	(法人にあつては、主たる 施設の名称の記載)
住所	(法人にあつては、その 所在地の記載)
直轄	(法人にあつては、その 直轄の記載)
日本海側・千島海溝側に面する地盤防災対策計画を実施したので、日本海側・千島海溝側に面する地盤防災対策計画の推進に関する特別措置法第6条の規定により記載する。	
施設の事業の内容	
施設の場所にあつて、 当該施設の位置の記載	
施設又は事業の概要	
連絡先	
備考	当該は、日本海側特別法による。